

公的資金を使って

社長様必見

会社をよくする処方箋

我々助成金のプロがお手伝いします。

1、契約社員→正社員の転換

最初は期間を定めて、一定期間経過後見極めが完了した契約社員を正社員へ転換で1人50万円。更に別制度で50万円。

計**100万円/人**が**15名**までの助成。

1企業あたり最大**1500万円**

2、パート社員の契約期間をはずす

繰り返し更新することで、期間は形骸化していませんか？法的には3回以上の更新、または契約期間が1年を超える場合は、期間の定めのない社員と扱うことになります！そのような社員の実態を法の扱いと同様に無期契約社員とする場合、**20万円/人**(15名まで)

1企業最大**300万円**の助成

3、パート社員の健康診断を実施

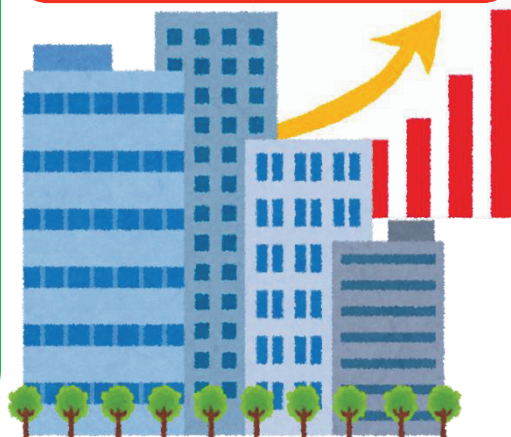
正社員でなくても、週30時間以上、1年以上雇用するとしている場合は健康診断を受診させることが必要です。**監督署の監査では必ず指摘されます。**

4人のパートタイマーに健康診断を実施するだけで

1企業あたり

40万円の助成

助成金は返済不要!
資金調達の悩みを
一気に解決!!



4、より良い人材を確保しやすくする

ある一定の制限付き正社員を雇用する制度をつくり、実際に雇用することで助成金の対象になり、更に有能な人材を確保！

<例>

- ①時間の制約がある人…**20万**
- ②転勤を前提とする企業だが、転居不可の人…初回**40万**
- ③専門的業務を長期続けたい人…初回**40万**

5、最新の法令を網羅した就業規則を作成したい・改定したい

従業員10人以上で届出は**義務**です！法改正ごとに改定は行われていますか？古い就業規則では、労務管理はできませんし、労働基準監督署からは是正を受けることや、助成金の申請も受け付けてもらえません。

一定の条件で作成する就業規則がなんと**実質0円**になります！無料診断のアンケートで診断いたします。

6、社員の評価・賃金決定の仕組みをしっかりとつくりたい

評価は成果だけではなく、気持ちの部分(情意)も大切です。目標をうまく与えられていますか？その結果を正しく評価して、賃金に結びつけていますか？働く人のやる気を引き出す制度で生産性を上げることを国は支援しています。助成金を利用すれば、**無料**で構築することも可能です！

制度づくりはお金がもらえるだけではありません。競争力のある組織づくりで効率よく、ワークライフバランスを実現して会社も働く人も幸せな社会を国は目指しています。そんな御社の方針にお役に立ちます。

TEL:03-5215-9778

湯瀬社会保険労務士事務所
株式会社 人材開発

上記は一例です。他にも貴社をグレードアップする助成金や施策をご提案いたします。

裏面の助成金アンケートで今すぐ無料診断！

裏面へ
⇒

助成金無料診断アンケート

14個の簡単なアンケートにお答えください。
無料診断後、御社にぴったりの助成金を診断し、ご連絡いたします。

1、パート社員や有期契約社員を雇用する予定はありますか？	YES/ NO
2、すでに有期雇用の従業員がいて、正社員に転換予定はありますか？	YES/NO
3、今いるパート社員の契約期間を定め、更新を繰り返していますか？	YES/ NO/パート社員はいない
4、就業規則の届出をしていますか？YESの場合、 (最後に届け出をした時期はいつごろですか？大体で構いません)	YES/ NO (年 月頃届出)
5、パート社員の健康診断を実施していますか？	YES / NO
6、65歳を超える従業員を雇っていますか？ (YESの場合、70歳まで定年延長をしてもいいとお考えですか？)	YES/ NO (YES/NO)
7、社員等で、育児休業後復帰しやすい環境をつくりたいですか？	YES/ NO
8、病気や介護、育児によってフルタイムで働けない社員はいますか？	YES/ NO
9、転勤制度はあるが、転勤不可を希望する社員がいてもいい とお考えですか？	YES/ NO
10、同じ業務を専門職としてキャリアを積んでもらいたい社員がいて もいいとお考えですか？	YES/ NO
11、例えば「目標管理→人事考課→能力にあった適正な賃金決定」 といったような、社員のやる気をひきだす評価・賃金・教育制度 の仕組みをもっていますか？	YES/ NO
12、パートタイマーの週労働時間を延長する予定はありますか？	YES/ NO
13、派遣労働者を直接雇用する予定はありますか？	YES/ NO
14、在宅勤務を使って業務効率をあげたいとお考えですか？	YES/ NO
15、その他ご相談・お問合せはございますか？ご自由にどうぞ。	

**既に別な社労士と付き合いがあるという場合でも、ご安心ください。
助成金の申請のみでの受付もしております。まずは診断だけでもどうぞ！**

メールでの診断がご希望の場合や、お問合せ等お気軽にご連絡下さい。

湯瀬社会保険労務士事務所 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-11-5人材開発ビル5階

(担当:)

☎ 03-5215-9778 ✉ info@jinzaikaihatu.co.jp

湯瀬社労士.biz



FAX 返信欄 FAX:03-5215-1734 へ送信下さい。

御社名:	お名前:
ご住所: 〒	電話:
E-MAIL: @	FAX: